

第1 監査の対象

建設部(道路課、公園緑地課、潮見坂平和公園管理事務所、河川排水課、土木管理課、施設管理課)

第2 監査の期間

令和6年9月3日から令和6年11月15日まで

第3 監査の方法

令和5年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 現金等の受領、管理は適正に行われているか。

(2) 契約に関する事務

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 補助金は交付目的に合致し、手続は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 契約に関する事務

ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(4) 財産管理等に関する事務

ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。

イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ 庶務事務は適正に行われているか。

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

建設部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 収入に関する事務

ア 現金の取扱いが適切でなかったもの

講座受講料について、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものがあつた。

現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。
(公園緑地課)

イ 占用料の徴収に係る事務が適切でなかったもの

次の2件について、春日井市道路条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(ア) 道路占用料に係る納入期限が占用の許可をした日から1か月を超えて設定されていたものが多数見受けられた。
(土木管理課)

(イ) 道路占用料の徴収について、滞納者に対し督促状を送付していないものがあ

った。

(土木管理課)

(2) 契約に関する事務

ア 契約に係る事務が適切でなかったもの

広告掲載に係る契約について、契約金額が請書の作成を省略できる金額を超えていたが、請書が作成されていなかった。

春日井市契約規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(公園緑地課)

(3) 財産管理等に関する事務

ア 公有財産台帳の整備が適切でなかったもの

廃棄された川西用水ポンプについて、公有財産台帳にその旨が記載されていなかった。

春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(河川排水課)